



日本の法律にのっとり外国人の結婚と離婚について解説します。日本人と大きく違うのは、日本で届出のほかに本国への届出が必要なことです。また結婚、離婚にともない各種届出を行う必要があります。忘れずに行いましょう。

## 1 結婚

国際結婚では結婚する二人の、それぞれの国の法律に従わなければなりません。また、両方の国で結婚の手続きをすることが大切です。

具体的には婚姻届のほかに、外国人登録をはじめ各種届出(3 [結婚・離婚にともなう届出参照](#))が関係法律で定められていますので、忘れずに行いましょう。この場合、勤務先や学校を通じて届出をすることも多いので、勤務先や学校にも知らせましょう。

### 1-1 日本の婚姻

日本の法律で定められた婚姻(結婚)条件は以下のようなものがあり、すべてを満たしていなければいけません。

- ・結婚年齢は男性が満18歳、女性が満16歳に達していること(民法731条)
- ・20歳未満の場合は父母の同意が必要(民法737条)
- ・重婚でないこと(民法732条)
- ・女性が再婚する場合は、法的に離婚した日から6ヶ月を経過していること(民法733条)
- ・近親者(直系血族または三親等内の傍系血族)でないこと(民法734条)